

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金(以下「補助金等」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法(昭和31年法律第118号)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年第令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号(同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設(婦人保護長期収容施設を含む。)の運営事業</p>

新	旧
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 略</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。</p> <p>(1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。</p> <p>(3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。</p> <p>ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。</p> <p>イ 婦人保護事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を</p>

新	旧
	<p>整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p>
<p>(申請手続)</p>	<p>(申請手続)</p>
<p>6 略</p>	<p>6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の8月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p>
<p>(変更申請手続)</p>	<p>(変更申請手続)</p>
<p>7 略</p>	<p>7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までにを行うものとする。</p>
<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>	<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>
<p>8 略</p>	<p>8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>
<p>(補助金等の概算払)</p>	<p>(補助金等の概算払)</p>
<p>9 略</p>	<p>9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。</p>
<p>(実績報告)</p>	<p>(実績報告)</p>
<p>10 略</p>	<p>10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金等の返還)</p>	<p>(補助金等の返還)</p>
<p>11 略</p>	<p>11 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>

新

旧

(その他)

12 略

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

旧

別紙

婦人保護費交付基準

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人保護事業費負担金	事務費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	5/10

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率			
	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員		217,800	213,200	210,100	208,600	207,100	205,600
20名以下		145,500	142,400	140,400	139,300	138,300	137,300
21 ~ 30		109,300	107,000	105,500	104,700	103,900	103,200
31 ~ 40		87,600	85,800	84,500	83,900	83,300	82,700
41 ~ 50		81,300	79,500	78,400	77,800	77,300	76,700
51 ~ 60		69,800	68,300	67,300	66,800	66,300	65,800
61 ~ 70		61,100	59,900	59,000	58,600	58,100	57,700
71 ~ 80		54,400	53,300	52,500	52,100	51,800	51,400
81 ~ 90		49,100	48,000	47,400	47,000	46,700	46,300
91 ~ 100							

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率			
	地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員		219,300	214,700	210,200	207,100	204,100	201,000
20名以下		146,500	143,400	140,400	138,300	136,300	134,300
21 ~ 30		110,100	107,800	105,500	104,000	102,400	100,900
31 ~ 40		88,200	86,400	84,500	83,300	82,100	80,900
41 ~ 50		81,800	80,100	78,400	77,300	76,100	75,000
51 ~ 60		70,300	68,800	67,300	66,300	65,400	64,400
61 ~ 70		61,600	60,300	59,000	58,100	57,300	56,400
71 ~ 80		54,800	53,700	52,500	51,800	51,000	50,200
81 ~ 90		49,400	48,400	47,400	46,700	46,000	45,300
91 ~ 100							

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率			
	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員		204,000	202,500	201,000	199,500	196,400	191,800
20名以下		136,300	135,300	134,300	133,200	131,200	128,100
21 ~ 30		102,400	101,700	100,900	100,100	98,600	96,300
31 ~ 40		82,100	81,500	80,900	80,300	79,000	77,200
41 ~ 50		76,100	75,500	75,000	74,400	73,200	71,500
51 ~ 60		65,300	64,900	64,400	63,900	62,900	61,400
61 ~ 70		57,300	56,800	56,400	55,000	55,100	53,800
71 ~ 80		51,000	50,600	50,200	49,900	49,100	47,900
81 ~ 90		46,000	45,600	45,300	45,000	44,300	43,200
91 ~ 100							

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率
	地域区分	3/100	その他	
定員		196,400	191,800	
20名以下		131,200	128,200	
21 ~ 30		98,600	96,300	
31 ~ 40		79,000	77,200	
41 ~ 50		73,200	71,500	
51 ~ 60		62,900	61,400	
61 ~ 70		55,100	53,800	
71 ~ 80		49,100	48,000	
81 ~ 90		44,300	43,200	
91 ~ 100				

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
20名以下	25,400	24,800	24,200	23,800	23,400	23,100
21 ~ 30	16,900	16,500	16,100	15,900	15,600	15,400
31 ~ 40	12,700	12,400	12,100	11,900	11,700	11,500
41 ~ 50	10,100	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200
51 ~ 60	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700
61 ~ 70	7,200	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
91 ~ 100	5,100	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600

地域区分	3/100	その他
定員		
20名以下	22,500	21,900
21 ~ 30	15,000	14,600
31 ~ 40	11,200	10,900
41 ~ 50	9,000	8,800
51 ~ 60	7,500	7,300
61 ~ 70	6,400	6,300
71 ~ 80	5,600	5,500
81 ~ 90	5,000	4,900
91 ~ 100	4,500	4,400

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
20名以下	25,200	24,600	24,200	24,000	23,800	23,600
21 ~ 30	16,800	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	7,900	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700
71 ~ 80	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
20名以下	23,400	23,200	23,000	22,900	22,500	21,900
21 ~ 30	15,600	15,500	15,400	15,200	15,000	14,600
31 ~ 40	11,700	11,600	11,500	11,400	11,200	10,900
41 ~ 50	9,400	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,400